法規的告示

○厚生労働省告示第三百八十一号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和八年十一月一日から適用する。

令和八年十月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二　先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療 一～二十六　（略） 二十七　標準治療終了前におけるがんゲノムプロファイリング検査 イ　（略） ロ　施設基準 (1)　（略） (2)　保険医療機関に係る基準 ①～⑤　（略） ⑥　当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、本文の規定にかかわらず、二以上であること。 ⑦～⑭　（略） 二十八・二十九　（略） 第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一～十一　（略）	第二　先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療 一～二十六　（略） 二十七　標準治療終了前におけるがんゲノムプロファイリング検査 イ　（略） ロ　施設基準 (1)　（略） (2)　保険医療機関に係る基準 ①～⑤　（略） ⑥　当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、本文の規定にかかわらず、二以上であること。 ⑦～⑭　（略） 二十八・二十九　（略） 第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一～十一　（略）

改正後	改正前
十二　削除	十二　ボツリヌス毒素の膀胱内局所注入療法　神経因性排尿筋過活動による膀胱機能障害（五歳以上十八歳未満の患者に係るものに限る。）
十三～四十五　（略）	十三～四十五　（略）

○厚生労働省告示第三百八十二号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二十九条の規定に基づき、健康保険法施行令第二十九条に規定する厚生労働大臣が定める支出、収入及び財産を次のように定め、公布の日から適用する。

令和八年十月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

健康保険法施行令第二十九条に規定する厚生労働大臣が定める支出、収入及び財産

健康保険法施行令（以下「令」という。）第二十九条に規定する厚生労働大臣が定める支出、収入及び財産については、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

一　支出　経常的な支出（一般勘定（健康保険組合の勘定のうち、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）に係る勘定を除いたものをいう。次号において同じ。）の支出から、調整保険料還付金（健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）附則第二条第三項の規定による調整保険料（次号において「調整保険料」という。）に係る還付金をいう。）、営繕費、財政調整事業拠出金（法附則第二条第二項の規定による拠出金をいう。）、積立金（健康保険組合が法第百六十条の三の規定による準備金（以下「準備金」という。）以外に積み立てたものをいう。以下同じ。）のうち、準備金として保有する不動産に係る売却益を積み立てたもの、財政運営安定資金、補助金等返還金（国庫補助金及び法附則第二条第一項の規定による交付金（次号において「財政調整事業交付金」という。）の過年度分に係る返還金をいう。）並びに介護納付金に係る勘定及び子ども・子育て支援納付金に係る勘定への繰入金に係る支出を除いたものをいう。）

二　収入　経常的な収入（一般勘定の収入から、調整保険料、繰越金（一の年度の前年度の決算における余剰金のうち、一の年度の決算に収入として繰り越すものをいう。次号において同じ。）（一般勘定に係るものに限る。）、準備金、積立金及びその他資金からの繰入金のうち、健康保険組合において雇用する役職員の退職金及び保証金の返還に係る積立金からの繰入金を除いたもの、令第二十二条の規定による組合債、寄付金、国庫補助金（法第百五十条の規定による特定健康診査等に係るものを除く。）、財政調整事業交付金、不用の財産及び不用の物品（耐用年数が一年以上かつ取得価格が十万円以上の償却資産に限る。）の売却益、国庫補助金及び財政調整事業交付金の過年度分に係る追加収入並びに過年度拠出金が確定したことによる戻し金並びに介護納付金に係る勘定及び子ども・子育て支援納付金に係る勘定からの受入金に係る収入を除いたものをいう。）

三　財産　積立金のうち健康保険組合において雇用する役職員の退職金及び保証金の返還に係る積立金を除いたもの並びに繰越金